

制定 平成 24 年 9 月 1 9 日 原規総発第 120919127 号 原子力規制委員会決定

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等に基づく原子力規制委員会の処分に係る審査基準等を次のように定める。

平成 24 年 9 月 1 9 日

原子力規制委員会

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等に基づく原子力規制委員会の処分に係る審査基準等

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 3 2 年法律第 1 6 6 号）に基づく原子力規制委員会の処分に係る行政手続法（平成 5 年法律第 8 8 号）第 5 条第 1 項の規定による審査基準、同法第 6 条の規定による標準処理期間及び同法第 1 2 条第 1 項の規定による処分の基準は、別表のとおりとする。

なお、別表中で記載する条項は、特に記載のない限り、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律中の該当する条項を指すものとする。

附 則（平成 2 4 年 9 月 1 9 日）

この規程は、平成 2 4 年 9 月 1 9 日から施行する。

（別表）

条文	内容	審査基準又は処分基準	標準処理期間
【製錬の規制】			
第 3 条第 1 項	製錬事業の指定	基準は、第 4 条に規定されている。（※ 1）	※ 6
第 6 条第 1 項	製錬事業の変更の許可	同上	※ 6
第 8 条第 1 項	製錬事業者である法人の合併に係る認可	基準は、第 8 条第 2 項において準用する第 4 条第 1 項第 1 号及び第 5 条に規定されている。（※ 1）	※ 6
第 1 0 条第 1 項	製錬事業の指定の取消し	基準は、第 1 0 条第 1 項及び核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則(昭和 3 2 年総理府・通商産業省令第 1 号。以下「製錬規則」という。)第 5 条に規	

		定されている。(※3)	
第10条第2項	製錬事業の指定の取消し	基準は、第10条第2項に規定されている。(※3)	
	製錬事業の停止命令	同上	
第11条の2第2項	特定核燃料物質の防護に係る是正措置等の命令	基準は、第11条の2第2項及び製錬規則第6条の2に規定されている。(※3)	
第12条第1項	製錬事業者が定めた保安規定の認可	基準は、第12条第2項に規定されている。(※1)	30日
	製錬事業者が定めた保安規定の変更の認可	同上	30日
第12条第3項	製錬事業者が定めた保安規定の変更命令	基準は、第12条第3項に規定されている。(※3)	
第12条の2第1項	核物質防護規定の認可	基準は、第12条の2第2項に規定されている。(※1)	90日
	核物質防護規定の変更の認可	同上	90日
第12条の2第3項	核物質防護規定の変更命令	基準は、第12条の2第3項に規定されている。(※3)	
第12条の5	核物質防護管理者の解任命令	基準は、第12条の5に規定されている。(※3)	
第12条の6第2項	廃止措置計画の認可	基準は、第12条の6第4項及び製錬規則第7条の5の6に規定されている。(※2)	※6
第12条の6第3項	廃止措置計画の変更の認可	同上	※6
第12条の6第7項	核燃料物質又は核原料物質によって汚染された物による災害防止のための措置等の命令	基準は、第12条の6第7項に規定されている。(※3)	

第12条の6第8項	廃止措置の終了確認	基準は、第12条の6第8項及び製錬規則第7条の5の8に規定されている。(※2)	※6
第12条の7第2項	指定の取消し等に伴う廃止措置計画の認可	基準は、第12条の7第5項及び製錬規則第7条の5の6に規定されている。(※2)	※6
第12条の7第4項	指定の取消し等に伴う廃止措置計画の変更の認可	同上	※6
第12条の7第8項	核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物による災害防止のための措置等の命令	基準は、第12条の7第8項に規定されている。(※3)	
第12条の7第9項	指定の取消し等に伴う廃止措置の終了確認	基準は、第12条の7第9項及び製錬規則第7条の5の8に規定されている。(※2)	※6
【加工の規制】			
第13条第1項	加工事業の許可	当該審査基準は、第14条の規定を基としつつ、同条第1項については、以下の原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号）の施行前の原子力安全委員会（以下「旧原子力安全委員会」という。）が決定した安全審査指針、旧原子力安全委員会が了承した専門部会報告書等によるものとする。 ○原子力事業者の技術的能力に関する審査指針（平成16年5月27日、原子力安全委員会決定） ○核燃料施設安全審査基本指針（昭和55年2月7日、原子力安全委員会決定） ○ウラン加工施設安全審査指針（昭和55年12月22日、原子	※6

		<p>力安全委員会決定)</p> <p>○特定のウラン加工施設のための安全審査指針(平成12年9月25日、原子力安全委員会決定)</p> <p>○核燃料施設の立地評価上必要なプルトニウムに関するめやす線量について(昭和58年5月26日、原子力安全委員会決定)</p> <p>○ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料加工施設安全審査指針(平成14年4月11日、原子力安全委員会決定)</p> <p>○ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料加工施設に対する仮想的な臨界事故の評価について(平成14年4月11日、原子力安全委員会決定)</p>	
第16条第1項	加工事業の変更の許可	同上	※6
第16条の2第1項	加工施設の設計及び工事の方法の認可	基準は、第16条の2第3項及び加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則(昭和62年総理府令第10号)に規定されている。(※2)	※6
	加工施設の変更に係る設計及び工事の方法の認可	同上	※6
第16条の2第2項	加工施設の設計及び工事の方法の変更の認可	同上	※6
第16条の3第1項	加工施設の使用 前検査	基準は、第16条の3第2項及び核燃料物質の加工の事業に関する規則(昭和41年総理府令第37号。以下「加工規則」という。)第3条の6の2に規定されている。(※2)	検査終了後30日

	加工施設の変更に係る使用前検査	同上	検査終了後 30 日
第 16 条の 4 第 1 項	加工施設の溶接検査	基準は、第 16 条の 4 第 3 項及び加工施設、再処理施設、特定廃棄物埋設施設及び特定廃棄物管理施設の溶接の技術基準に関する規則(平成 12 年総理府令第 123 号。以下「核燃料施設溶接規則」という。)に規定されている。(※ 2)	※ 6
第 16 条の 4 第 2 項	加工施設の溶接の方法の認可	当該審査基準は、加工規則第 3 条の 12 第 3 項の規定を基としつつ、以下の基準によるものとする。 ○加工施設及び再処理施設に係る溶接の方法の認可について(平成 12 年 12 月 27 日付け 12 安局第 212 号(原子力安全局長通達)。以下「核燃料施設溶接方法認可通達」という。)	※ 6
第 16 条の 4 第 4 項	輸入した加工施設の溶接検査	基準は、第 16 条の 4 第 5 項及び核燃料施設溶接規則に規定されている。(※ 2)	※ 6
第 16 条の 5 第 1 項	加工施設の施設定期検査	基準は、第 16 条の 5 第 2 項及び加工規則第 3 条の 18 に規定されている。(※ 2)	検査終了後 30 日
第 18 条第 1 項	加工事業者である法人の合併の認可	基準は、第 18 条第 2 項において準用する第 14 条第 1 号及び第 15 条に規定されている。(※ 2)	※ 6
第 20 条第 1 項	加工事業の許可の取消し	基準は、第 20 条第 1 項及び加工規則第 6 条に規定されている。(※ 3)	
第 20 条第 2 項	加工事業の許可の取消し	基準は、第 20 条第 2 項に規定されている。(※ 3)	
	加工事業の停止命令	同上	
第 21 条の 3 第 3 項	保安のために必	基準は、第 21 条の 3 第 1 項に規	

1項	要な措置命令	定されている。(※3)	
第21条の3第2項	防護措置に係る是正措置等の命令	基準は、第21条の3第2項に規定されている。(※3)	
第22条第1項	加工事業者が定めた保安規定の認可	基準は、第22条第2項に規定されている。(※2)	30日
	加工事業者が定めた保安規定の変更の認可	同上	30日
第22条第3項	加工事業者が定めた保安規定の変更命令	基準は、第22条第3項に規定されている。(※3)	
第22条の3第1項第2号	核燃料取扱主任者に係る認定	基準は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令(昭和32年政令第324号。以下「令」という。)第10条に規定されている。(※2)	30日
第22条の3第3項	核燃料取扱主任者免状の返納命令	基準は、第22条の3第3項に規定されている。(※3)	
第22条の5	核燃料取扱主任者の解任命令	基準は、第22条の5に規定されている。(※3)	
第22条の6第1項	核物質防護規定の認可	基準は、第22条の6第2項において準用する第12条の2第2項に規定されている。(※2)	90日
	核物質防護規定の変更の認可	同上	90日
第22条の6第2項	核物質防護規定の変更命令	基準は、第22条の6第2項において準用する第12条の2第3項に規定されている。(※3)	
第22条の7第2項	核物質防護管理者の解任命令	基準は、第22条の7第2項において準用する第12条の5に規定されている。(※3)	
第22条の8第2項	廃止措置計画の認可	基準は、第22条の8第3項において準用する第12条の6第4項及び加工規則第9条の8に規定されている。(※2)	※6

第22条の8第3項において準用する第12条の6第3項	廃止措置計画の変更の認可	同上	※6
第22条の8第3項において準用する第12条の6第7項	核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物による災害防止のための措置等の命令	基準は、第22条の8第3項において準用する第12条の6第7項に規定されている。(※3)	
第22条の8第3項において準用する第12条の6第8項	廃止措置の終了確認	基準は、第22条の8第3項において準用する第12条の6第8項及び加工規則第9条の10に規定されている。(※2)	※6
第22条の9第2項	許可の取消し等に伴う廃止措置計画の認可	基準は、第22条の9第5項において準用する第12条の7第5項及び加工規則第9条の8に規定されている。(※2)	※6
第22条の9第5項において準用する第12条の7第4項	許可の取消し等に伴う廃止措置計画の変更の認可	同上	※6
第22条の9第5項において準用する第12条の7第8項	核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物による災害防止のための措置等の命令	基準は、第22条の9第5項において準用する第12条の7第8項に規定されている。(※3)	
第22条の9第5項において準用する第12条の7第9項	許可の取消し等に伴う廃止措置の終了確認	基準は、第22条の9第5項において準用する第12条の7第9項及び加工規則第9条の10に規定されている。(※2)	※6
【原子炉の規制】			
第23条第1項	原子炉（実用発電用原子炉に限る）設置の許可	当該審査基準は、第24条の規定を基としつつ、同条第1項については、以下の旧原子力安全委員会等が決定した安全審査指針、旧原	2年

		<p>子力安全委員会等が了承した専門部会報告書等によるものとする。</p> <p>○原子力事業者の技術的能力に関する審査指針（平成16年5月27日、原子力安全委員会決定）</p> <p>○原子炉立地審査指針及びその適用に関する判断のめやすについて（昭和39年5月27日、原子力委員会決定）</p> <p>○発電用軽水型原子炉施設に関する安全設計審査指針（平成2年8月30日、原子力安全委員会決定）</p> <p>○発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針（平成2年8月30日、原子力安全委員会決定）</p> <p>○発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針（平成18年9月19日、原子力安全委員会決定）</p> <p>○発電用軽水型原子炉施設の火災防護に関する審査指針（昭和55年11月6日、原子力安全委員会決定）</p> <p>○発電用軽水型原子炉施設における事故時の放射線計測に関する審査指針（昭和56年7月23日、原子力安全委員会決定）</p> <p>○放射性液体廃棄物処理施設の安全審査に当たり考慮すべき事項ないしは基本的な考え方（昭和56年9月28日、原子力安全委員会決定）</p> <p>○発電用軽水型原子炉施設の安全評価に関する審査指針（平成2年8月30日、原子力安全委員会決定）</p>	
--	--	---	--

		<p>○発電用加圧水型原子炉の炉心熱設計評価指針（昭和63年4月21日、原子力安全委員会決定）</p> <p>○軽水型動力炉の非常用炉心冷却系の性能評価指針（昭和56年7月20日、原子力安全委員会決定）</p> <p>○発電用軽水型原子炉施設の反応度投入事象に関する評価指針（昭和59年1月19日、原子力安全委員会決定）</p> <p>○BWR.MARK I型格納容器圧力抑制系に加わる動荷重の評価指針（昭和62年11月5日、原子力安全委員会決定）</p> <p>○BWR.MARK II型格納容器圧力抑制系に加わる動荷重の評価指針（昭和56年7月20日、原子力安全委員会決定）</p> <p>○発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針（昭和57年1月28日、原子力安全委員会決定）</p> <p>○発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に関する指針(昭和50年5月13日、原子力委員会決定)</p> <p>○発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に対する評価指針（昭和51年9月28日、原子力委員会決定）</p> <p>○発電用軽水型原子炉施設における放出放射性物質の測定に関する指針（昭和53年9月29日、原子力委員会決定）</p> <p>○「我が国の安全確保対策に反映させるべき事項」について(審査、設計及び運転管理に関する事項</p>	
--	--	--	--

		<p>(基準関係の反映事項は除く)) (昭和55年6月23日、原子力安全委員会決定)</p> <p>○プルトニウムを燃料とする原子炉の立地評価上必要なプルトニウムに関するめやす線量について (昭和56年7月20日、原子力安全委員会決定)</p> <p>○「燃料被覆管は機械的に破損しないこと」の解釈の明確化について (昭和60年7月18日、原子力安全委員会了承)</p> <p>○発電用軽水型原子炉の燃料設計手法について (昭和63年5月12日、原子力安全委員会了承)</p> <p>○発電用軽水型原子炉施設の安全審査における一般公衆の線量評価について (平成元年3月27日、原子力安全委員会了承)</p> <p>○被ばく計算に用いる放射線エネルギー等について (平成元年3月27日、原子力安全委員会了承)</p> <p>○配管の破断に伴う「内部発生飛来物に対する設計上の考慮」について (平成4年3月26日、原子力安全委員会了承)</p> <p>○軽水型動力炉の非常用炉心冷却系の性能評価に用いる崩壊熱データについて (平成4年6月11日、原子力安全委員会了承)</p> <p>○原子力発電所内の使用済燃料の乾式キャスク貯蔵について (平成4年8月27日、原子力安全委員会了承)</p> <p>○沸騰水型原子炉に用いられる9行9列型の燃料集合体について (平成6年3月3日、原子力安</p>	
--	--	--	--

		<p>全委員会了承)</p> <p>○発電用軽水型原子炉施設に用いられる混合酸化物燃料について (平成7年6月19日、原子力安全委員会了承)</p> <p>○発電用軽水型原子炉施設の反応度投入事象における燃焼の進んだ燃料の取扱いについて (平成10年4月13日、原子力安全委員会了承)</p> <p>○「プルトニウムを燃料とする原子炉の立地評価上必要なプルトニウムに関するめやす線量について」の適用方法などについて (平成10年11月16日、原子力安全委員会了承)</p> <p>○改良型沸騰水型原子炉における混合酸化物燃料の全炉心装荷について (平成11年6月28日、原子力安全委員会了承)</p> <p>○沸騰遷移後燃料健全性評価分科会報告書 (平成18年6月29日、原子力安全委員会了承)</p> <p>○沸騰水型原子炉に用いられる8行8列型の燃料集合体について (昭和49年12月25日、原子炉安全専門審査会)</p> <p>○加圧水型原子炉に用いられる17行17列型の燃料集合体について (昭和51年2月16日、原子炉安全専門審査会)</p> <p>○沸騰水型原子炉の炉心熱設計手法及び熱的運転制限値決定手法について (昭和51年2月16日、原子炉安全専門審査会)</p> <p>○沸騰水型原子炉の炉心熱設計手法及び熱的運転制限値決定手法の適用について (昭和52年2</p>	
--	--	---	--

		<p>月 23 日、原子炉安全専門審査会)</p> <p>○取替炉心検討会報告書 (昭和 52 年 5 月 20 日、原子炉安全専門審査会)</p> <p>○発電用原子炉施設の耐震安全性に関する安全審査の手引き (平成 22 年 12 月 20 日、原子力安全委員会了承)</p> <p>○実用発電用原子炉施設への航空機落下確率の評価基準について (平成 14 年 7 月 30 日、平成 14・07・29 原院第 4 号)</p>	
第 23 条第 1 項	原子炉 (発電の用に供する原子炉であって研究開発段階にある原子炉 (以下「研究開発段階炉」という。)に限る。)設置の許可	<p>当該審査基準は、第 24 条の規定を基としつつ、同条第 1 項については、以下の旧原子力安全委員会が決定した安全審査指針、旧原子力安全委員会が了承した専門部会報告書等によるものとする。</p> <p>○原子力事業者の技術的能力に関する審査指針 (平成 16 年 5 月 27 日、原子力安全委員会決定)</p> <p>○水冷却型試験研究用原子炉施設に関する安全設計審査指針 (平成 3 年 7 月 18 日、原子力安全委員会決定)</p> <p>○水冷却型試験研究用原子炉施設の安全評価に関する審査指針 (平成 3 年 7 月 18 日、原子力安全委員会決定)</p> <p>○高速増殖炉の安全評価の考え方 (昭和 55 年 11 月 6 日、原子力安全委員会決定)</p> <p>○新型転換炉実証炉の安全性の評価の考え方 (昭和 63 年 6 月 9 日、原子力安全委員会決定)</p> <p>○プルトニウムを燃料とする原子炉の立地評価上必要なプルト</p>	※ 6

		ニウムに関するめやす線量について（昭和56年7月20日、原子力安全委員会決定）	
第23条第1項	原子炉（試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則（昭和32年総理府令第83号。以下「試験炉規則」という。）第1条第1号又は第2号に掲げる原子炉に限る。）設置の許可	基準は、第24条第1項に規定されている。（※4）	※6
第26条第1項	原子炉（実用発電用原子炉又は研究開発段階炉に限る。）設置の変更の許可	実用発電用原子炉に係るものは第23条第1項の審査基準と同じ。	2年
		第23条第1項のうち研究開発段階炉に係るものは同様の炉の審査基準と同じ。	※6
	原子炉（試験炉規則第1条第1号又は第2号に掲げる原子炉に限る。）の設置の変更の許可	基準は、第26条の第4項において準用する第24条に規定されている。（※4）	※6
第27条第1項及び第2項	原子炉（研究開発段階炉に限る。）施設の設計及び工事の方法の認可	当該審査基準は、第27条第3項及び研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則（平成12年総理府令第120号）を基としつつ、以下の基準によるものとする。 ○試験研究用原子炉施設に関する構造等の技術基準（平成2年6月、平成2年12月一部改定安局	3月

		<p>(原規) 第 18 号 (原子力安全局長通達))</p> <p>○ナトリウム冷却型高速増殖炉発電所の原子炉施設に関する構造等の技術基準 (平成 16 年 7 月 29 日、平成 16・07・14 原院第 2 号)</p> <p>○ナトリウム冷却型高速増殖炉発電所の原子炉施設の耐震設計基準 (昭和 62 年 3 月安局 (原規) 第 20 号 (原子力安全局長通達))</p> <p>○ナトリウム冷却型高速増殖炉発電所の燃料に関する技術基準 (昭和 62 年 3 月安局 (原規) 第 20 号 (原子力安全局長通達))</p> <p>○発電用原子炉施設の蒸気タービン等に関する技術基準 (昭和 62 年 3 月安局 (原規) 第 20 号 (原子力安全局長通達))</p> <p>○原子炉施設の設計及び工事の方法の認可、使用前検査及び定期検査の運用について (昭和 55 年 1 月 21 日安局第 262 号 (原子力安全局長通達))</p>	
	原子炉 (研究開発段階炉に限る。) 施設の変更に係る設計及び工事の方法の認可	同上	
	原子炉 (研究開発段階炉に限る。) 施設の設計及び工事の方法の変更の認可	同上	3 月
	原子炉 (試験炉規則第 1 条第 1 号又は第 2 号に掲	基準は、第 27 条第 3 項及び試験研究の用に供する原子炉等の設計及び工事の方法の技術基準に	※ 6

	げる原子炉に限る。) 施設の設計及び工事方法の認可	関する規則 (昭和62年総理府令第11号) に規定されている。(※2)	
	原子炉 (試験炉規則第1条第1号又は第2号に掲げる原子炉に限る。) 施設の変更に係る設計及び工事方法の認可	同上	※6
	原子炉 (試験炉規則第1条第1号又は第2号に掲げる原子炉に限る) 施設の設計及び工事方法の変更の認可	同上	※6
第28条第1項	原子炉 (実用発電用原子炉又は研究開発段階炉に限る。) 施設の使用前検査	基準は、第28条第2項、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則 (昭和53年通商産業省令第77号。以下「実用炉則」という。) 第3条の6及び研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の設置、運転等に関する規則 (平成12年総理府令第122号。以下「研究開発段階炉則」という。) 第9条に規定されている。(※2)	検査終了後 30日
	原子炉 (実用発電用原子炉又は研究開発段階にある原子炉に限る。) 施設の変更に係る使用前検査	同上	検査終了後 30日

	原子炉（試験炉規則第1条第1号又は第2号に掲げる原子炉に限る。）施設の使用前検査	基準は、第28条第2項及び試験炉規則第3条の5に規定されている。（※2）	検査終了後30日間
	原子炉（試験炉規則第1条第1号又は第2号に掲げる原子炉に限る。）施設の変更に係る使用前検査	同上	検査終了後30日間
第28条の2第1項	原子炉（研究開発段階炉に限る。）施設の溶接検査	当該審査基準は、第28条の2第3項並びに研究開発段階炉規則第11条、第12条及び第13条並びに研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の溶接の技術基準に関する規則（平成12年総理府令第121号。以下「研究開発段階炉溶接規則」という。）の規定を基としつつ、以下の基準によるものとする。 ○研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の溶接の方法の認可について（平成16年7月29日、平成16・07・09原院第2号）	検査終了後30日
	原子炉（試験炉規則第1条第1号又は第2号に掲げる原子炉に限る。）容器等施設の溶接検査	基準は、第28条の2第3項及び試験研究の用に供する原子炉等の溶接の技術基準に関する規則（昭和61年総理府令第74号。以下「試験炉溶接規則」という。）に規定されている。（※2）	検査終了後30日間

第28条の2第2項	原子炉（実用発電用原子炉に限る。）施設の溶接の方法の認可	基準は、実用炉則第3条の12第3項に規定されている。（※2）	※6
	原子炉（研究開発段階炉に限る。）施設の溶接の方法の認可	当該審査基準は、研究開発段階炉則第15条第3項の規定を基として、以下の基準によるものとする。 ○研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の溶接の方法の認可について（平成16年7月29日、平成16・07・09原院第2号）	30日
	原子炉（試験炉規則第1条第1号又は第2号に掲げる原子炉に限る。）容器等施設の溶接の方法の認可	基準は、試験炉規則第3条の11第3項に規定されている。（※2）	30日
第28条の2第4項	輸入した原子炉（研究開発段階炉に限る。）施設の溶接検査	基準は、第28条の2第5項及び研究開発段階炉溶接規則に規定されている。（※2）	検査終了後30日
	輸入した原子炉（試験炉規則第1条第1号又は第2号に掲げる原子炉に限る。）施設の溶接検査	基準は、第28条の2第5項及び試験炉溶接規則に規定されている。（※2）	検査終了後30日間
第29条第1項	原子炉（実用発電用原子炉又は研究開発段階にある原子炉に限る。）施設の施設定期検査	基準は、第29条第2項、実用炉則第3条の17及び研究開発段階炉則第21条に規定されている。（※2）	検査終了後30日
	原子炉（試験炉規則第1条第1号	基準は、第29条第2項及び試験炉規則第3条の17に規定され	検査終了後30日間

	又は第2号に掲げる原子炉に限る。) 施設の施設定期検査	ている。(※2)	
第31条第1項	原子炉(実用発電用原子炉又は研究開発段階にある原子炉に限る。) 設置者である法人の合併に係る認可	基準は、第31条第2項において準用する第24条第1項第1号及び第2号並びに第2項並びに第25条に規定されている。(※2)	※6
	原子炉(試験炉規則第1条第1号又は第2号に掲げる原子炉に限る。) 設置者である法人の合併の認可	基準は、第31条第2項において準用する第24条第1項第1号及び第2号並びに第2項並びに第25条に規定されている。(※2)	※6
第33条第1項	原子炉設置の許可の取消し	基準は、第33条第1項、実用炉則第6条、研究開発段階炉則第24条及び試験炉規則第5条の2に規定されている。(※3)	
第33条第2項	原子炉設置の許可の取消し	基準は、第33条第2項に規定されている。(※3)	
	原子炉の運転停止命令	同上	
第36条第1項	保安のために必要な措置命令	基準は、第36条第1項に規定されている。(※3)	
第36条第2項	防護措置に係る是正措置等の命令	基準は、第36条第2項に規定されている。(※3)	
第37条第1項	原子炉(実用発電用原子炉又は研究開発段階炉に限る。) 設置者が定めた保安規定の認可	基準は、第37条第2項に規定されている。(※2)	6月

	原子炉（実用発電用原子炉又は研究開発段階炉に限る。）設置者が定めた保安規定の変更の認可	同上	6月（原子炉施設の増設、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第16条第2項各号に掲げる場合以外は3月）
	原子炉（試験炉規則第1条第1号又は第2号に掲げる原子炉に限る。）設置者の保安規定の認可	基準は、第37条第2項に規定されている。（※2）	90日間
	原子炉（試験炉規則第1条第1号又は第2号に掲げる原子炉に限る。）設置者の保安規定の変更の認可	同上	60日間
第37条第3項	原子炉設置者が定めた保安規定の変更命令	基準は、第37条第3項に規定されている。（※3）	
第39条第1項	原子炉（実用発電用原子炉又は研究開発段階炉に限る。）の譲受けの許可	当該審査基準は、第23条第1項の審査基準と同じ。	※6
	原子炉（試験炉規則第1条第1号又は第2号に掲げる原子炉に限る。）施設の譲受けの許可	当該審査基準は、第39条第3項において準用する第24条に規定されている。（※2）	※6
第41条第1項第2号	原子炉主任技術者に係る認定	基準は、令第20条において準用する令第10条に規定されてい	30日

		る。(※2)	
第41条第3項	原子炉主任技術者免状の返納命令	基準は、第41条第3項に規定されている。(※3)	
第43条	原子炉主任技術者の解任命令	基準は、第43条に規定されている。(※3)	
第43条の2第1項	原子炉（実用発電用原子炉又は研究開発段階炉に限る。）設置者の核物質防護規定の認可	基準は、第43条の2第2項において準用する第12条の2第2項に規定されている。(※2)	90日
	原子炉（実用発電用原子炉又は研究開発段階炉に限る。）設置者の核物質防護規定の変更の認可	同上	90日
	原子炉（試験炉規則第1条第1号又は第2号に掲げる原子炉に限る。）設置者の核物質防護規定の認可	基準は、第43条の2第2項において準用する第12条の2第2項に規定されている。(※2)	※6
	原子炉（試験炉規則第1条第1号又は第2号に掲げる原子炉）設置者の核物質防護規定の変更の認可	同上	※6
第43条の2第2項	核物質防護規定の変更命令	基準は、第43条の2第2項において準用する第12条の2第3項に規定されている。(※3)	
第43条の3第	核物質防護管理	基準は、第43条の3第2項にお	

2項	者の解任命令	いて準用する第12条の5に規定されている。(※3)	
第43条の3の2第2項	原子炉（実用発電用原子炉又は研究開発段階炉に限る。）設置者の廃止措置計画の認可	基準は、第43条の3の2第3項において準用する第12条の6第4項並びに実用炉則第19条の9及び研究開発段階炉則第43条の6に規定されている。(※2)	※6
	原子炉（試験炉規則第1条第1号又は第2号に掲げる原子炉に限る。）設置者の廃止措置計画の認可	基準は、第43条の3の2第3項において準用する第12条の6第4項及び試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則第16条の9に規定されている。(※2)	※6
第43条の3の2第3項において準用する第12条の6第3項	原子炉（実用発電用原子炉又は研究開発段階炉に限る。）設置者の廃止措置計画の変更の認可	基準は、第43条の3の2第3項において準用する第12条の6第4項並びに実用炉則第19条の9及び研究開発段階炉則第43条の6に規定されている。(※2)	※6
	原子炉（試験炉規則第1条第1号又は第2号に掲げる原子炉に限る。）設置者の廃止措置に関する計画の変更の認可	基準は、第43条の3の2第3項において準用する第12条の6第4項及び試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則第16条の9に規定されている。(※2)	※6
第43条の3の2第3項において準用する第12条6第7項	核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物による災害の防止のための措置等の命令	基準は、第43条の3の2第3項において準用する第12条の6第7項に規定されている。(※3)	

第43条の3の2第3項において準用する第12条の6第8項	廃止措置の終了確認（実用発電用原子炉又は研究開発段階炉に係るものに限る。）	基準は、第43条の3の2第3項において準用する第12条の6第8項並びに実用炉則第19条の11及び研究開発段階炉則第43条の8に規定されている。（※2）	※6
	廃止措置終了の確認（試験炉規則第1条第1号又は第2号に掲げる原子炉に係るものに限る。）	基準は、試験炉規則第16条の11に規定されている（※2）。	※6
第43条の3の3第2項	許可の取消し等に伴う原子炉（実用発電用原子炉又は研究開発段階炉に限る。）設置者の廃止措置計画の認可（実用発電用原子炉又は研究開発段階炉に係るものに限る。）	基準は、実用炉則第19条の9及び研究開発段階炉則第43条の6に規定されている。（※2）	※6
	許可の取消し等に伴う原子炉（試験炉規則第1条第1号又は第2号に掲げる原子炉）設置者の廃止措置に関する計画の認可（旧原子炉設置者等に係るものに限る。）	基準は、第43条の3の3第4項において準用する第12条の7第5項及び試験炉規則第16条の9に規定されている。（※2）	※6
第43条の3の3第4項において準用する第12条の7第4項	許可の取消し等に伴う原子炉（実用発電用原子炉・研究開発段階にある原子炉）設	基準は、実用炉則第19条の9及び研究開発段階炉則第43条の6に規定されている。（※2）	

	置者の廃止措置計画の変更の認可		
	原子炉（試験炉規則第1条第1号又は第2号に掲げる原子炉）設置者の廃止措置に関する計画の変更の認可（旧原子炉設置者等に係るものに限る）	基準は、第43条の3の3第4項において準用する第12条の7第5項及び試験炉規則第16条の9に規定されている。（※2）	※6
第43条の3の3第4項において準用する第12条の7第8項	核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物による災害防止のための措置等の命令	基準は、第43条の3の3第4項において準用する第12条の7第8項に規定されている。（※3）	
第43条の3の3第4項において準用する第12条の7第9項	廃止措置の終了確認（実用発電用原子炉又は研究開発段階にある原子炉に係るものに限る。）	基準は、第43条の3の3第4項において準用する第12条の7第9項並びに実用炉則第19条の11及び研究開発段階炉則第43条の8に規定されている。（※2）	※6
	廃止措置終了の確認（試験炉規則第1条第1号又は第2号に掲げる原子炉）（旧原子炉設置者等に係るものに限る）	基準は、試験炉規則第16条の11に規定されている。（※2）	※6
【貯蔵の規制】			
第43条の4第1項	使用済燃料貯蔵事業の許可	基準は、第43条の5の規定を基としつつ、同条第1項の規定については、以下の旧原子力安全委員会が決定した安全審査指針、旧原子力安全委員会が了承した専門	※6

		<p>部会報告書等の基準によるものとする。</p> <p>○原子力事業者の技術的能力に関する審査指針（平成16年5月27日、原子力安全委員会決定）</p> <p>○金属製乾式キャスクを用いる使用済燃料中間貯蔵施設のための安全審査指針（平成14年10月3日、原子力安全委員会決定）</p> <p>○使用済燃料中間貯蔵施設の安全審査における「地震に対する考慮」の具体的適用について（平成20年10月27日、原子力安全委員会了承）</p> <p>○使用済燃料中間貯蔵施設の安全審査における「自然環境」の考え方について（平成20年10月27日、原子力安全委員会了承）</p> <p>○コンクリートキャスクを用いる使用済燃料貯蔵施設（中間貯蔵施設）に係る技術要件（平成18年4月10日、平成18・02・17原院第7号）</p>	
第43条の7第1項	使用済燃料貯蔵事業の変更の許可	同上	※6
第43条の8第1項	使用済燃料貯蔵施設の設計及び工事の方法の認可	<p>基準は、第43条の8第3項の規定及び使用済燃料貯蔵施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する省令（平成12年通商産業省令第113号）の規定を基としつつ、以下の基準によるものとする。</p> <p>○使用済燃料貯蔵施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する省令の解釈（内規）（平成21年3月27日、平成21・02・26原院第8号）</p>	※6

	使用済燃料貯蔵施設の変更に係る設計及び工事の方法の認可	同上	※6
第43条の8第2項	使用済燃料貯蔵施設の設計及び工事の方法の変更の認可	同上	※6
第43条の9第1項	使用済燃料貯蔵施設の使用前検査	基準は、第43条の9第2項及び使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則（平成12年通商産業省令第112号。以下「貯蔵規則」という。）第9条に規定されている。 (※2)	検査終了後30日
	使用済燃料貯蔵施設の変更に係る使用前検査	同上	検査終了後30日
第43条の10第1項	使用済燃料貯蔵施設の溶接検査	基準は、第43条の10第3項の規定及び使用済燃料貯蔵施設の溶接に関する技術基準を定める省令（平成12年通商産業省令第114号。以下「貯蔵施設溶接規則」という。）の規定を基としつつ、以下の基準によるものとする。 ○使用済燃料貯蔵施設の溶接に関する技術基準を定める省令の解釈（内規）（平成21年3月27日、平成21・02・26原院第7号）	※6
第43条の10第2項	使用済燃料貯蔵施設の溶接の方法の認可	当該審査基準は、貯蔵規則第15条第3項の規定を基としつつ、以下の基準によるものとする。 ○使用済燃料貯蔵施設の溶接の方法の認可について（内規）（平成21年3月27日、平成21・02・26原院第9号）	※6
第43条の10	輸入した使用済	基準は、第43条の10第5項の	※6

第4項	燃料貯蔵施設の溶接検査	規定及び貯蔵施設溶接規則の規定を基としつつ、以下の基準によるものとする。 ○使用済燃料貯蔵施設の溶接に関する技術基準を定める省令の解釈（内規）（平成21年3月27日、平成21・02・26原院第7号）	
第43条の11第1項	使用済燃料貯蔵施設の施設定期検査	基準は、第43条の11第2項及び貯蔵規則第22条に規定されている。（※2）	検査終了後30日
第43条の14第1項	使用済燃料貯蔵事業者である法人の合併の認可	基準は、第43条の14第2項において準用する第43条の5第1項第1号及び第2号並びに第43条の6に規定されている。（※2）	※6
第43条の16第1項	使用済燃料貯蔵事業の許可の取消し	基準は、第43条の16第1項及び貯蔵規則第26条に規定されている。（※3）	
第43条の16第2項	使用済燃料貯蔵事業の許可の取消し	基準は、第43条の16第2項に規定されている。（※3）	
	使用済燃料貯蔵事業の停止命令	同上	
第43条の19第1項	保安のために必要な措置命令	基準は、第43条の19第1項に規定されている。（※3）	
第43条の19第2項	防護措置に係る是正措置等の命令	基準は、第43条の19第2項に規定されている。（※3）	
第43条の20第1項	使用済燃料貯蔵事業者が定めた保安規定の認可	基準は、第43条の20第2項に規定されている。（※2）	30日
	使用済燃料貯蔵事業者が定めた保安規定の変更の認可	同上	30日
第43条の20第3項	使用済燃料貯蔵事業者が定めた	基準は、第43条の20第3項に規定されている。（※3）	

	保安規定の変更命令		
第43条の24	使用済燃料取扱主任者の解任命令	基準は、第43条の24に規定されている。(※3)	
第43条の25第1項	核物質防護規定の認可	基準は、第43条の25第2項において準用する第12条の2第2項に規定されている。(※2)	90日
	核物質防護規定の変更の認可	同上	90日
第43条の25第2項	核物質防護規定の変更命令	基準は、第43条の25第2項において準用する第12条の2第3項に規定されている。(※3)	
第43条の26第2項	核物質防護管理者の解任命令	基準は、第43条の26第2項において準用する第12条の5に規定されている。(※3)	
第43条の27第2項	廃止措置計画の認可	基準は、第43条の27第3項において準用する第12条の6第4項及び貯蔵規則第43条の6に規定されている。	※6
第43条の27第3項において準用する第12条の6第3項	廃止措置計画の変更の認可	同上	※6
第43条の27第3項において準用する第12条の6第7項	核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物による災害防止のための措置等の命令	基準は、第43条の27第3項において準用する第12条の6第7項に規定されている。	
第43条の27第3項において準用する第12条の6第8項	廃止措置の終了確認	基準は、第43条の27第3項において準用する第12条の6第8項及び貯蔵規則第43条の8に規定されている。	※6
第43条の28第2項	許可の取消し等に伴う廃止措置計画の認可	基準は、第43条の28第4項において準用する第12条の7第5項及び貯蔵規則第43条の6に規定されている。	※6

第43条の28第4項において準用する第12条の7第4項	許可の取消し等に伴う廃止措置計画の変更の認可	同上	※6
第43条の28第4項において準用する第12条の7第8項	核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物による災害防止のための措置等の命令	基準は、第43条の28第4項において準用する第12条の7第8項に規定されている。	
第43条の28第4項において準用する第12条の7第9項	許可の取消し等に伴う廃止措置の終了確認	基準は、第43条の28第4項において準用する第12条の7第9項及び貯蔵規則第43条の8に規定されている。	※6
【再処理の規制】			
第44条第1項	再処理事業の指定	当該審査基準は、第44条の2の規定を基としつつ、同条第1項については、以下の旧原子力安全委員会が決定した安全審査指針、旧原子力安全委員会が了承した専門部会報告書等によるものとする。 ○原子力事業者の技術的能力に関する審査指針（平成16年5月27日、原子力安全委員会決定） ○核燃料施設安全審査基本指針（昭和55年2月7日、原子力安全委員会決定） ○核燃料施設の立地評価上必要なプルトニウムに関するめやす線量について（昭和58年5月26日、原子力安全委員会決定） ○再処理施設安全審査指針（昭和61年2月20日、原子力安全委員会決定）	※6

第44条の4第1項	再処理事業の変更の許可	同上	※6
第45条第1項	再処理施設の設計及び工事の方法の認可	基準は、第45条第3項及び再処理施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則（昭和62年総理府令第12号）に規定されている。（※2）	※6
	再処理施設の変更に係る設計及び工事の方法の認可	同上	※6
第45条第2項	再処理施設の設計及び工事の方法の変更の認可	同上	※6
第46条第1項	再処理施設の使用前検査	基準は、第46条第2項及び使用済燃料の再処理の事業に関する規則（昭和46年総理府令第10号。以下「再処理規則」という。）第6条の2に規定されている。（※2）	検査終了後30日
	再処理施設の変更に係る使用前検査	同上	検査終了後30日
第46条の2第1項	再処理施設の溶接検査	基準は、第46条の2第3項及び核燃料施設溶接規則に規定されている。（※2）	※6
第46条の2第2項	再処理施設の溶接の方法の認可	当該審査基準は、再処理規則第7条の6第3項の規定を基としつつ、以下の基準によるものとする。 ○核燃料施設溶接方法認可通達	※6
第46条の2第4項	輸入した再処理施設の溶接検査	基準は、第46条の2第5項及び核燃料施設溶接規則に規定されている。（※2）	※6
第46条の2の2第1項	再処理施設の施設定期検査	基準は、第46条の2の2第2項及び再処理規則第7条の12に規定されている。（※2）	検査終了後30日
第46条の5第	再処理事業者で	基準は、第46条の5第2項にお	※6

1 項	ある法人の合併の認可	いて準用する第 4 4 条の 2 第 1 項第 1 号及び第 2 号並びに第 2 項並びに第 4 4 条の 3 に規定されている。(※ 2)	
第 4 6 条の 7 第 1 項	再処理事業の指定の取消し	基準は、第 4 6 条の 7 第 1 項及び再処理規則第 7 条の 1 5 に規定されている。(※ 3)	
第 4 6 条の 7 第 2 項	再処理事業の指定の取消し	基準は、第 4 6 条の 7 第 2 項に規定されている。(※ 3)	
	再処理事業の停止命令	同上	
第 4 9 条第 1 項	保安のために必要な措置命令	基準は、第 4 9 条第 1 項に規定されている。(※ 3)	
第 4 9 条第 2 項	防護措置に係る是正措置等の命令	基準は、第 4 9 条第 2 項に規定されている。(※ 3)	
第 5 0 条第 1 項	再処理事業者の保安規定の認可	基準は、第 5 0 条第 2 項に規定されている。(※ 2)	30 日
	再処理事業者の保安規定の変更の認可	同上	30 日
第 5 0 条第 3 項	再処理事業者の保安規定の変更命令	基準は、第 5 0 条第 3 項に規定されている。(※ 3)	
第 5 0 条の 2 第 2 項	核燃料取扱主任者の解任命令	基準は、第 5 0 条の 2 第 2 項において準用する第 2 2 条の 5 に規定されている。(※ 3)	
第 5 0 条の 3 第 1 項	核物質防護規定の認可	基準は、第 5 0 条の 3 第 2 項において準用する第 1 2 条の 2 第 2 項に規定されている。(※ 2)	90 日
	核物質防護規定の変更の認可	同上	90 日
第 5 0 条の 3 第 2 項	核物質防護規定の変更命令	基準は、第 5 0 条の 3 第 2 項において準用する第 1 2 条の 2 第 3 項に規定されている。(※ 3)	
第 5 0 条の 4 第 2 項	核物質防護管理者の解任命令	基準は、第 5 0 条の 4 第 2 項において準用する第 1 2 条の 5 に規定されている。(※ 3)	

第50条の5第2項	廃止措置計画の認可	基準は、第50条の5第3項において準用する第12条の6第4項及び再処理規則第19条の8に規定されている。(※2)	※6
第50条の5第3項において準用する第12条の6第3項	廃止措置計画の変更の認可	同上	※6
第50条の5第3項において準用する第12条の6第7項	核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物による災害防止のための措置等の命令	基準は、第50条の5第3項において準用する第12条の6第7項に規定されている。(※3)	
第50条の5第3項において準用する第12条の6第8項	廃止措置の終了確認	基準は、第50条の5第3項において準用する第12条の6第8項及び再処理規則第19条の10に規定されている。(※2)	※6
第51条第2項	指定の取消し等に伴う廃止措置計画の認可	基準は、第51条第4項において準用する第12条の7第5項及び再処理規則第19条の8に規定されている。(※2)	※6
第51条第4項において準用する第12条の7第4項	指定の取消し等に伴う廃止措置計画の変更の認可	同上	※6
第51条第4項において準用する第12条の7第8項	核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物による災害防止のための措置等の命令	基準は、第50条の5第3項において準用する第12条の7第8項に規定されている。(※3)	
第51条第4項において準用する第12条の7第9項	指定の取消し等に伴う廃止措置の終了確認	基準は、第51条第4項において準用する第12条の7第9項及び再処理規則第19条の10に規定されている。(※2)	※6

【廃棄の規制】			
第51条の2第1項	廃棄事業の許可	<p>当該審査基準は、第51条の3の規定を基としつつ、同条第1項については、以下の旧原子力安全委員会が決定した安全審査指針、旧原子力安全委員会が了承した専門部会報告書等によるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○原子力事業者の技術的能力に関する審査指針（平成16年5月27日、原子力安全委員会決定） ○放射性廃棄物埋設施設の安全審査の基本的考え方（昭和63年3月17日、原子力安全委員会決定） ○廃棄物管理施設の安全性の評価の考え方（平成元年3月27日、原子力安全委員会決定） ○核燃料施設安全審査基本指針（昭和55年2月7日、原子力安全委員会決定） ○ウラン加工施設安全審査指針（昭和55年12月22日、原子力安全委員会決定） ○再処理施設安全審査指針（昭和61年2月20日、原子力安全委員会決定） ○発電用軽水型原子炉施設に関する安全設計審査指針（平成2年8月30日、原子力安全委員会決定） ○放射性液体廃棄物処理施設の安全審査に当たり考慮すべき事項ないしは基本的な考え方（昭和56年9月28日、原子力安全委員会決定） 	※6
第51条の5第1項	廃棄事業の変更の許可	同上	※6

第51条の6第1項	廃棄物埋設施設等に係る廃棄物埋設に関する確認	基準は、第51条の6第1項並びに核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則（平成20年経済産業省令第23号。以下「第一種埋設規則」という。）第7条及び核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則（昭和63年総理府令第1号。以下「第二種埋設規則」という。）第6条に規定されている。（※2）	※6
第51条の6第2項	廃棄体等に係る廃棄物埋設に関する確認	基準は、第51条の6第2項並びに第一種埋設規則第12条及び第二種埋設規則第8条に規定されている。（※2）	※6
第51条の7第1項	特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の設計及び工事の方法の認可	基準は、第51条の7第3項及び特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則（平成4年総理府令第4号）に規定されている。（※2）	※6
	特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の変更に係る設計及び工事の方法の認可	同上	※6
第51条の7第2項	特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設に係る設計及び工事の方法の変更の認可	同上	※6

第51条の8第1項	特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の使用前検査	基準は、第51条の8第2項並びに第一種埋設規則第20条及び核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則（昭和63年総理府令第47号。以下「管理規則」という。）第9条に規定されている。（※2）	検査終了後30日
	特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の変更に係る使用前検査	同上	検査終了後30日
第51条の9第1項	特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の溶接検査	基準は、第51条の9第3項及び核燃料施設溶接規則に規定されている。（※2）	※6
第51条の9第2項	特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の溶接の方法の認可	基準は第一種埋設規則第29条第3項及び管理規則第15条第3項の規定を基としつつ、特定廃棄物管理施設については、以下の基準によるものとする。 ○特定廃棄物管理施設の溶接の方法の認可について（平成24年4月3日、平成24・03・26原院第1号）	30日
第51条の9第4項	輸入した特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の溶接検査	基準は、第51条の9第5項及び核燃料施設溶接規則に規定されている。（※2）	※6
第51条の10第1項	特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の施設定期検査	基準は、第51条の10第2項並びに第一種埋設規則第40条及び管理規則第22条に規定されている。（※2）	検査終了後30日
第51条の12第1項	廃棄事業者である法人の合併の認可	基準は、第51条の12第2項において準用する第51条の3第1項第1号及び第51条の4に	※6

		規定されている。(※2)	
第51条の14 第1項	廃棄事業の許可 の取消し	基準は、第51条の14第1項並びに第一種埋設規則第43条、第二種埋設規則第12条及び管理規則第25条に規定されている。 (※3)	
第51条の14 第2項	廃棄事業の許可 の取消し	基準は、第51条の14第2項に規定されている。(※3)	
	廃棄事業の停止 命令	同上	
第51条の17 第1項	保安のために必要な措置命令	基準は、第51条の17第1項に規定されている。(※3)	
第51条の17 第2項	防護措置に係る 是正措置等の命令	基準は、第51条の17第2項に規定されている。(※3)	
第51条の18 第1項	廃棄事業者が定 めた保安規定の 認可	基準は、第51条の18第2項に規定されている。(※2)	30日
	廃棄事業者が定 めた保安規定の 変更の認可	同上	30日
第51条の18 第3項	廃棄事業者が定 めた保安規定の 変更命令	基準は、第51条の18第3項に規定されている。(※3)	30日
第51条の19 第1項	廃棄物埋設地の 譲受けの許可	当該審査基準は、第51条の2第1項に掲げる審査基準と同じ。	※6
第51条の22	廃棄物取扱主任 者の解任命令	基準は、第51条の22に規定されている。(※3)	
第51条の23 第1項	核物質防護規定 の認可	基準は、第51条の23第2項において準用する第12条の2第2項に規定されている。(※2)	90日
	核物質防護規定 の変更の認可	同上	90日
第51条の23 第2項	核物質防護規定 の変更命令	基準は、第51条の23第2項において準用する第12条の2第3項に規定されている。(※3)	

第51条の24第2項	核物質防護管理者の解任命令	基準は、第51条の24第2項において準用する第12条の5に規定されている。(※3)	
第51条の24の2第1項	閉鎖措置計画の認可	基準は、第51条の24の2第3項において準用する第12条の6第4項及び第一種埋設規則第77条に規定されている。	
第51条の24の2第2項	閉鎖措置の確認	基準は、第51条の24の2第2項に規定されている。(※2)	
第51条の24の2第3項において準用する第12条の6第3項	閉鎖措置計画の変更の認可	基準は、第51条の24の2第3項において準用する第12条の6第4項及び第一種埋設規則第77条に規定されている。(※2)	※6
第51条の24の2第3項において準用する第12条の6第7項	核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物による災害防止のための措置等の命令	基準は、第51条の24の2第3項において準用する第12条の6第7項に規定されている。(※3)	
第51条の25第2項	廃止措置計画の認可	基準は、第51条の25第3項において準用する第12条の6第4項並びに第一種埋設規則第82条、第二種埋設規則第22条の10及び管理規則第35条の9に規定されている。(※2)	※6
第51条の25第3項において準用する第12条の6第3項	廃止措置計画の変更の認可	同上	※6
第51条の25第3項において準用する第12条の6第7項	核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物による災害防止のための措置等の命令	基準は、第51条の25第3項において準用する第12条の6第7項に規定されている。(※3)	
第51条の25第3項において	廃止措置の終了確認	基準は、第51条の25第3項において準用する第12条の6第	

準用する第12条の6第8項		8項並びに第一種埋設規則第84条、第二種埋設規則第22条の12及び管理規則第35条の11に規定されている。(※3)	
第51条の26第2項	許可の取消し等に伴う廃止措置計画の認可	基準は、第51条の26第4項において準用する第12条の7第5項並びに第一種埋設規則第82条、第二種埋設規則第22条の10及び管理規則35条の9に規定されている。(※3)	※6
第51条の26第4項において準用する第12条の7第4項	許可の取消し等に伴う廃止措置計画の変更の認可	同上	※6
第51条の26第4項において準用する第12条の7第8項	核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物による災害防止のための措置等の命令	基準は、第51条の26第4項において準用する第12条の7第8項に規定されている。(※3)	
第51条の26第4項において準用する第12条の7第9項	許可の取消し等に伴う廃止措置の終了確認	基準は、第51条の26第4項において準用する第12条の7第9項並びに第一種埋設規則第84条、第二種埋設規則第22条の12及び管理規則第35条の11に規定されている。(※2)	※6
【核燃料物質の使用に関する規制】			
第52条第1項	核燃料物質の使用の許可	基準は、第53条に規定されている。(※5)	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令第41条に該当するものは120日間、それ以外は60

			日間
第55条	核燃料物質の使用の変更の許可	基準は、第55条第3項において準用される第53条に規定されている。(※5)	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令第41条に該当するものは120日間、それ以外は60日間
第55条の2第1項	核燃料物質の使用施設等の施設検査	基準は、第55条の2第2項及び核燃料物質の使用等に関する規則(昭和32年総理府令第84号。以下「燃料使用規則」という。)第2条の5に規定されている。(※2)	検査終了後30日間
	核燃料物質の使用施設等の変更に係る施設検査	同上	検査終了後30日間
第55条の3第1項	核燃料物質の使用施設等の溶接検査	基準は、第55条の3第2項及び使用施設等の溶接の技術基準に関する規則(昭和61年総理府令第73号)に規定されている。(※2)	検査終了後30日間
第56条	核燃料物質の使用者の許可の取消し	基準は、第56条に規定されている。(※3)	
第56条の3第1項	核燃料物質の使用者の保安規定の認可	基準は、第56条の3第2項に規定されている。(※2)	90日間
	核燃料物質の使用者の保安規定の変更の認可	同上	60日間
第56条の3第3項	核燃料物質の使用者が定めた保安規定の変更命令	基準は、第56条の3第3項に規定されている。(※3)	
第57条第3項	防護措置に係る	基準は、第57条第3項に規定さ	

	是正措置等の命令	れている。(※3)	
第57条の2第1項	核燃料物質の使用者の核物質防護規定の認可	基準は、第57条の2第2項において準用する第12条の2第2項に規定されている。(※2)	※6
	核燃料物質の使用者の核物質防護規定の変更の認可	同上	※6
第57条の2第2項	核物質防護規定の変更命令	基準は、第57条の2第2項において準用する第12条の2第3項に規定されている。(※3)	
第57条の3第2項	核物質防護管理者の解任命令	基準は、第57条の3第2項において準用する第12条の5に規定されている。(※3)	
第57条の6第2項	廃止措置に関する計画の認可	基準は、第57条の6第3項において準用する第12条の6第4項及び燃料使用規則第6条の5に規定されている。(※2)	※6
第57条の6第3項において準用する第12条の6第3項	廃止措置に関する計画の変更の認可	同上	※6
第57条の6第3項において準用する第12条の6第7項	核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物による災害防止上のための措置等の命令	基準は、第57条の6第3項において準用する第12条の6第7項に規定されている。(※3)	
第57条の6第3項において準用する第12条の6第8項	廃止措置終了の確認	基準は、燃料使用規則第6条の7において規定されている。(※2)	※6
第57条の7第2項	廃止措置に関する計画の認可(旧使用者等に係るものに限る)	基準は、第57条の7第4項において準用する第12条の7及び燃料使用規則第6条の5に規定されている。(※2)	※6
第57条の7第	廃止措置に関する	同上	※6

4項において準用する第12条の7第4項	る計画の変更の認可（旧使用者等に係るものに限る）		
第57条の7第4項において準用する第12条の7第8項	核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物による災害防止のための措置等の命令	基準は、第57条の7第4項において準用する第12条の7第8項に規定されている。（※3）	
第57条の7第4項において準用する第12条の7第9項	廃止措置終了の確認（旧使用者等に係るものに限る）	基準は、燃料使用規則第6条の7に規定されている。（※2）	※6
第57条の8第5項	核原料物質の使用に係る是正命令	基準は、第57条の8第5項に規定されている。（※3）	
【原子力事業者等の規制】			
第58条第2項	工場等外廃棄に関する確認	基準は、第58条第2項及び核燃料物質等の工場又は事業所の外における廃棄に関する規則（昭和53年総理府令第56号。以下「外廃棄規則」という。）第2条第1項に規定されている。（※2）	※6
第58条第3項	保安のために必要な措置命令	基準は、第58条第3項及び外廃棄規則第2条第1項に規定されている。（※3）	
第59条第2項	運搬に関する措置（運搬する物に関するものに限る）の確認	当該審査基準は、第59条第1項及び第2項並びに核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和53年総理府令第57号。以下「外運搬規則」という。）第2条から第15条まで及び第17条の規定を基としつつ、原子力事業者等（発電用原子炉以外の原子炉に係る原子炉設置者及び使用者（発電用原子炉以外の原子炉に係る旧原子	※6

		<p>炉設置者及び旧使用者を含む。)を除く。)及び当該原子力事業者等から運搬を委託された者が行う運搬については、以下の基準によるものとする。</p> <p>○工場又は事業所の外において運搬される核燃料輸送物の確認等に関する事務手続について(平成23年6月1日付け平成23・03・07原院第7号。以下「外運搬確認等事務手続通達」という。)</p> <p>○車両運搬確認申請書、容器承認申請書及び核燃料輸送物設計承認申請書に添付する説明書の記載要領について(平成23年6月1日付け平成23・03・07原院第8号。以下「外運搬確認等記載要領通達」という。)</p>	
第59条第3項	運搬に使用する容器の承認	<p>当該審査基準は、第59条第1項及び第3項並びに外運搬規則第4条から第12条までの規定を基としつつ、原子力事業者等(発電用原子炉以外の原子炉に係る原子炉設置者及び使用者(発電用原子炉以外の原子炉に係る旧原子炉設置者及び旧使用者を含む。))を除く。)及び当該原子力事業者等から運搬を委託された者が行う運搬に使用する容器については、以下の基準によるものとする。</p> <p>○外運搬確認等事務手続通達</p> <p>○外運搬確認等記載要領通達</p>	※6
第59条第4項	保安及び特定核燃料物質の防護のために必要な措置命令	<p>基準は、第59条第1項及び第4項並びに外運搬規則第2条から第15条まで及び第17条に規定されている。(※3)</p>	

第59条の2第2項	特定核燃料物質の運搬に関する取決めの締結に関する確認	基準は、第59条の2第1項に規定されている。(※2)	14日間
第60条第3項	特定核燃料物質の防護のために必要な措置命令	基準は、第60条第2項及び第3項並びに核燃料物質の受託貯蔵に関する規則(平成12年総理府令第125号)第3条に規定されている。(※3)	
第61条の2第1項	放射能濃度についての確認(加工施設(ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料材を取り扱うものを除く。)、実用発電用原子炉又は研究開発段階炉に係るものに限る。)	基準は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第61条の2第4項に規定する製錬事業者等において用いた資材その他の物に含まれる放射性物質の放射能濃度についての確認等に関する規則(平成17年経済産業省令第112号。以下「放射能濃度確認規則」という。)第4条に規定されている。(※3)	※6
	放射能濃度についての確認(試験研究の用に供する原子炉等に係る放射能濃度についての確認等に関する規則(平成17年文部科学省令第49号。「以下「試験炉等クリアランス規則」という。)第1条に規定する試験研究炉等設置者等又は使用者(旧使用者等を含む。)に係るものに限る。)	基準は、試験炉等クリアランス規則第4条第1項に規定されている。(※2)	※6

第61条の2第2項	放射能濃度の測定及び評価の方法の認可（加工施設（ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料材を取り扱うものを除く。）、実用発電用原子炉又は研究開発段階炉に係るものに限る。）	基準は、放射能濃度確認規則第6条に規定されている。（※2）	※6
第61条の2第2項	放射能濃度の測定及び評価の方法の認可（試験炉等クリアランス規則第1条に規定する試験研究炉等設置者等又は使用者（旧使用者等を含む。）に係るものに限る。）	基準は、試験炉等クリアランス規則第6条に規定されている。（※2）	※6
【雑則】			
第64条第3項	危険時の措置命令	基準は、第64条第3項に規定されている。（※3）	
第64条の2第1項	特定原子力施設の指定	基準は、第64条の2第1項に規定されている。（※3）	
第64条の2第3項	特定原子力施設の指定の解除	基準は、第64条の2第3項に規定されている。（※3）	
第64条の3第1項	特定原子力事業者等が作成した実施計画の認可	基準は、第64条の3第3項に規定されている。（※2）	※6
第64条の3第2項	特定原子力事業者等が作成した実施計画の変更の認可	同上	※6
第64条の3第4項	特定原子力事業者等が作成した	基準は、第64条の3第4項に規定されている。（※3）	

	実施計画の変更 命令		
【その他】			
核燃料物質等の 工場又は事業所 の外における運 搬に関する規則 (昭和53年総 理府令第57 号)第21条第 2項	核燃料輸送物の 設計の承認	当該審査基準は、原子力事業者等 (発電用原子炉以外の原子炉に 係る原子炉設置者及び使用者(発 電用原子炉以外の原子炉に係る 旧原子炉設置者及び旧使用者を 含む。)を除く。)及び当該原子力 事業者等から運搬を委託された 者が行う運搬する核燃料輸送物 については、以下の基準によるも のとする。 ○外運搬確認等事務手続通達 ○外運搬確認等記載要領通達	※6

- ※1：当面申請が見込まれないため、具体的な審査基準又は処分基準を設定しない。
- ※2：更に具体的な審査基準を作成することは困難であるため、具体的な審査基準又は処分基準を設定しない。
- ※3：更に具体的な処分基準を作成することは困難であるため、具体的な審査基準又は処分基準を設定しない。
- ※4：旧原子力安全委員会が決定した試験研究用原子炉に関する審査指針のほか、発電用軽水型原子炉施設に係る指針等を参考にする。
- ※5：旧原子力安全委員会が決定した核燃料施設に関する審査指針のほか、発電用軽水型原子炉施設に係る指針等を参考にする。
- ※6：申請件数が乏しい、又は申請内容によって審査に要する期間が大きく変動すること等の理由により設定しない。
- ※7：事案ごとの裁量が大きく審査基準を設定することは困難であること等の理由により設定しない。